

別紙

諮問第1400号

答 申

1 審査会の結論

「被護送者の護送概要（平成〇年〇月〇日分）」外4件について開示とした決定、  
「リモコン交信記録表（平成〇年〇月〇日分）」外4件について一部開示とした決定  
及び「東京地方検察庁地下同行室における、被護送者の受け入れ状況（被護送者の勾  
留先留置施設の名称）が記録された公文書」外1件について不存在を理由として非開  
示とした決定は、いずれも妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条  
例」という。）に基づき、審査請求人が行った「1 東京地方検察庁地下同行室（被護  
送者を一時的に留置する施設を指す）における、平成〇年〇月〇日、同月〇日、同月  
〇日、同年〇月〇日及び同月〇日の各日に係る被護送者の受け入れ状況（巡回護送の  
発着時刻（被護送者が当該同行室に到着し、又はこれから出発した時刻）、被護送者の  
人数及び勾留先留置施設の名称）が記録された公文書 2 東京地方裁判所（裁判所  
合同庁舎）地下同行室（定義は1に同じ）における、平成〇年〇月〇日、同年〇月〇  
日及び同月〇日の各日に係る被護送者の受け入れ状況（定義は1に同じ）が記録され  
た公文書」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、警視総監が平成  
30年12月4日付けで行った開示決定、一部開示決定及び不存在を理由とする非開示決  
定について、それぞれ原処分の取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件処分（開示決定、一部開示決定及び不存在を理由とする非開示決定）は適正か  
つ妥当なものである。

4 審査会の判断

## (1) 審議の経過

本件審査請求については令和元年10月29日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和2年4月21日に実施機関から理由説明書を収受し、同年11月16日（第185回第三部会）及び同年12月14日（第186回第三部会）に審議した。

## (2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における説明を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### ア 本件請求文書及び対象公文書について

実施機関は、本件開示請求のうち、「東京地方検察庁地下同行室（被護送者を一時的に留置する施設を指す）における、平成〇年〇月〇日、同月〇日、同月〇日、同年〇月〇日及び同月〇日の各日に係る被護送者の受け入れ状況（被護送者の人数）が記録された公文書」（以下「本件開示請求1」という。）及び「東京地方裁判所（裁判所合同庁舎）地下同行室における、平成〇年〇月〇日、同年〇月〇日及び同月〇日の各日に係る被護送者の受け入れ状況（被護送者の人数）が記録された公文書」（以下「本件開示請求2」という。）に対して、「被護送者の護送概要（5日分）」（以下併せて「本件対象公文書1」という。）を特定し、開示決定を行った。

同様に、本件開示請求のうち、「東京地方検察庁地下同行室における、各日に係る被護送者の受け入れ状況（巡回護送の発着時刻（被護送者が当該同行室に到着し、又はこれから出発した時刻））が記録された公文書」（以下「本件開示請求3」という。）に対しては、「リモコン交信記録表（5日分）」（以下併せて「本件対象公文書2」という。）を特定し、それぞれ各日における「備考」欄の記載の一部分（以下併せて「本件非開示部分」という。）について条例7条2号及び6号の非開示情報に該当するとして一部開示決定を行った。

さらに、本件開示請求のうち、「東京地方検察庁地下同行室における、各日に係る被護送者の受け入れ状況（被護送者の勾留先留置施設の名称）が記録された公文書」（以下「本件開示請求4」という。）及び「東京地方裁判所地下同行室にお

ける、各日に係る被護送者の受け入れ状況（巡回護送の発着時刻（被護送者が当該同行室に到着し、又はこれから出発した時刻）及び被護送者の勾留先留置施設の名称）が記録された公文書」（以下「本件開示請求5」という。）に対しては、それぞれ不存在を理由とする非開示決定を行った。

#### イ 本件の審議について

実施機関は、本件開示請求に対し、前記アのとおり開示決定、一部開示決定及び不存在を理由とする非開示決定をそれぞれ行ったものであるが、審査請求人は、審査請求書の中で各決定について「いずれも同一の開示請求についてなされた点において事実の基礎を同じくするものであって、その当否につき合一的に判定すべきであるから併合提起に及んだ」旨を申し立てているため、審査会はこれら各決定について併合して審議することとした。

#### ウ 巡回護送に関する事務について

実施機関では、巡回護送に関する事務を警視庁巡回護送規程（平成6年7月1日訓令甲第24号。以下「規程」という。）において定めている。同規程は、巡回護送及び護送先における取扱いの適正を期するため、必要な事項（巡回護送における責任者の指定、各護送先、巡回範囲、巡回護送実施要領、被護送者の受渡し等）を定め、巡回護送業務の円滑な運営を図ることを目的としている。

また、警視庁巡回護送規程の制定について（平成6年7月1日通達甲（総・留・護1）第10号。以下「通達」という。）を定め、巡回護送業務の細部事項について定めている。

#### エ 本件対象公文書1及び2の特定の妥当性について

審査請求人は、前記開示決定及び一部開示決定について、審査請求書の中で「対象公文書の特定の当否、すなわち他に対象となるべき公文書が存在しないかどうかにつき審理を乞う」旨申し立てている。

これに対し実施機関は、本件開示請求1及び2に対して特定した本件対象公文書1について、被留置者の巡回護送に関する事務のために作成された公文書で、各日の巡回護送の総員、護送種別、護送先等が記載されており、その他に本件開

示請求 1 及び 2 の趣旨に合致する公文書は作成していない旨、説明する。

そこで審査会が、本件対象公文書 1 を見分したところ、実施機関の説明のとおり、その記載内容から本件開示請求 1 及び 2 に該当する公文書であることが認められた。

また、文書検索目録により、他に本件開示請求 1 及び 2 の趣旨に合致する公文書について、その存否を確認したが見当たらず、規程及び通達にも当該趣旨に合致する公文書の作成根拠がないことから、本件対象公文書 1 を特定した実施機関の判断は妥当である。

次に実施機関は、本件開示請求 3 に対して特定した本件対象公文書 2 について、各日の護送車ごとの出発時間、最終署出発時間及び帰庁時間等が記載されており、その他に本件開示請求 3 の趣旨に合致する公文書は作成していない旨、説明する。

そこで審査会が本件対象公文書 2 を見分したところ、実施機関の説明のとおり、その記載内容から本件開示請求 3 に該当する公文書であることが認められた。

また、文書検索目録により、他に本件開示請求 3 の趣旨に合致する公文書について、その存否を確認したが見当たらず、規程及び通達にも当該趣旨に合致する公文書の作成根拠がないことから、本件対象公文書 2 を特定した実施機関の判断は妥当である。

#### オ 本件開示請求 4 及び 5 の不存在の妥当性について

審査請求人は、本件開示請求 4 及び 5 の不存在について、「対象公文書の存否につき審理を乞う。なお、公文書不存在の理由中、護送終了後に廃棄しているとの主張については、実施機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるようにするという公文書作成の意義ないし目的に照らすと、にわかには措信し難いものがある」旨主張している。

これに対し実施機関は、本件開示請求 4 について、各護送車の各警察署（以下「各署」という。）における巡回経路を各日ごとに作成している文書はあるものの、当該文書は、各署からの巡回の要請に基づき、各日ごとに構築した当日の経路が記載されたものに過ぎず、後日検証の必要性もないことから、護送終了後に廃棄している旨説明する。

そこで、審査会は規程及び通達について確認をしたところ、本件開示請求 4 の

趣旨に該当する規定はなく、公文書の作成を義務付けるものもなかった。

このことから、本件開示請求4について、実務上、当日の巡回護送の経路を記載した文書は作成しているものの、当該文書は各日ごとの被護送者等の受渡しを確実にを行うために作成するものであり、当日の受渡しが無事終了すれば、その性質から後日検証する必要性もないため廃棄処分をしているという実施機関の説明に不自然・不合理な点は認められず、不存在とした実施機関の判断は妥当である。

また、実施機関は、本件開示請求5について、巡回護送は基本的に各署を巡回した後、東京地方検察庁において被留置者を受け入れ、その後の行程の中で東京地方裁判所に同行しているため、東京地方裁判所地下同行室における発着時間及び被護送者の勾留先留置施設の名称が記載されている公文書は作成する必要もなく、作成していない旨説明する。

そこで、審査会は規程及び通達を確認したところ、本件開示請求5の趣旨に関する規定はなく、公文書の作成を義務付けるものもなかった。

これらのことから、本件開示請求5について文書を作成していないとする実施機関の説明に不自然・不合理な点は認められず、不存在とした実施機関の判断は妥当である。

#### カ 本件非開示部分の非開示妥当性について

審査請求人は、審査請求書において、「非開示部分の非開示情報該当性につき審理を乞う。殊に条例7条6号該当性を主張する部分にあつては、一般的抽象的なおそれではなく法的保護に値する蓋然性が存在するかどうかにつき厳格に検証されたい」旨申し立てている。

これに対し実施機関は、本件非開示部分について、特定の被留置者に関する記述があり、当該部分は特定の個人を識別することができる情報に該当し、さらに、特定の個人を識別することはできないとしても、留置されていた被留置者にとって通常他人にみだりに知られたくない情報であるため、これを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものとして条例7条2号本文に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当しない旨説明する。

また、本件非開示部分を公にすることにより、特異事案発生時の措置、護送中

における引継事項等が明らかとなり、対抗措置や裏をかいた措置がとられ、円滑な護送業務が阻害されるなど、護送事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例7条6号に該当する旨説明する。

審査会が見分したところ、本件非開示部分は、本件開示請求3に対して特定された本件対象公文書2における、5日分のそれぞれ各日の末尾「備考」欄の記載部分であった。

これらは、いずれも特定の被護送者に関する記述であり、本件対象公文書2が各日に作成されるものであることからすると、特定の被護送者に関する記述は、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報であると認められる。また、特定の個人を識別することはできないものの、警察署等の留置施設に留置されている被護送者にとっては、通常他人にみだりに知られたい情報であることから、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとも認められ、条例7条2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しない。

次に、本件非開示部分に対する条例7条6号該当性について検討する。

審査請求人は、前記のとおり条例7条6号該当性について一般的抽象的おそれではなく、法的保護に値する蓋然性の存在について検証すべき旨を申し立てている。

そのため審査会は、東京都情報公開条例の施行について（通達）（平成11年12月20日11政都情第366号。以下「施行通達」という。）を確認したところ、施行通達7条6号関係第1趣旨5では、『事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの』とは、事務又は事業に関する情報を公にすることによる利益と支障とを比較衡量した結果、公にすることの公益性を考慮してもなお、当該事務又は事業の適正な遂行に及ぼす支障が看過しえない程度のものをいう。この場合、『支障を及ぼすおそれ』は、単なる抽象的な可能性では足りず、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を生じることについて、法的保護に値する蓋然性が認められなければならない。」と定めている。

そこで審査会は、改めて本件非開示部分を見分したところ、特定の被護送者に関する護送警戒上の留意事項等が記載されていることが確認できた。

したがって、本件非開示部分を公にすることになると、護送業務に対する違法

若しくは不法な行為を容易にし、対抗措置がとられるなど、護送業務の適正な遂行に具体的な支障が生ずるおそれがあることが認められ、これら護送警戒上の留意事項等は法的保護に値する情報であると認められることから、本件非開示部分は条例7条6号に該当する。

これらのことから、本件非開示部分について、非開示とした実施機関の判断は妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

久保内 卓亞、木村 光江、徳本 広孝、實金 敏明